

地方自治法改正による公の施設の管理に係る制度の変更

現在の仕組み

地方自治法改正

指定管理者制度の導入

【管理委託の規定】

地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を地方公共団体が出資している法人他に委託することができる。

(旧地方自治法第244条の2)

受託者の範囲は限定されている

・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(1/2以上出資法人等)

・公共団体、公共的団体

権力的色彩の強い事務は委託不可
使用許可権等
館長業務は委託不可

【指定管理者制度】

地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理の全部又は一部を行わせることができる。
(地方自治法第244条の2)

指定管理者の範囲は制限なし
・株式会社等民間事業者も可

企画事務を含めて代行可